

騒音の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで) (午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 1 学校、保育所、病院及び診療所（入院施設有り）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベル減じた値とする。
- 3 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、次の表の区域の欄に掲げる区域をいう。

◎騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

区域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準工業地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	近隣商業地域	工業地域

※第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域、近隣商業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいい、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域は同法第5条の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。